

第4次大月町地球温暖化対策実行計画 （事務事業編）

令和7年度～令和12年度

**令和7年3月策定
大月町**

【 目 次 】

第1章 計画の概要

- 1 事務事業編策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 基準年度と現況の温室効果ガス総排出量・・・・・・・・ 3
- 2 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 目標達成に向けた取組

- 1 取組の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 進捗管理体制及び進捗状況の公表

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 点検・評価・見直し体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

別表（対象施設一覧）

第1章 計画の概要

1 事務事業編策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

国際的な動きとしては、2018年（平成30年）に公表された国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素（以下、CO₂という）排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、カーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国においても、2020年（令和2年）10月に、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

このような中、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、加速度的に増加しています。

本町においても、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2 基本的事項

（1）計画策定の目的

大月町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「大月町事務事業編」という。）に基づき、庁内各部局が各種取組を率先して行うことで、事業者及び町民の温室効果ガスの排出量の削減への気運を高め、自主的な取組を促すことを目的としています。

（2）計画の位置づけ

大月町事務事業編は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、大月町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(3) 基準年度及び計画期間

本計画の基準年度及び目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、基準年度を2013（平成25）年度、目標年度を2030（令和12）年度とし、計画期間は2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とします。

なお、継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、社会情勢の変化や取組の実施状況等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



(4) 対象範囲

本計画の対象範囲は、本町の全ての事務・事業とします。対象範囲の詳細は別表を参照してください。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外としますが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請するものとします。

(5) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素のみとします。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度と現況年度の温室効果ガス排出量

本町の事務・事業に伴う CO₂ 排出量は、基準年度である 2013（平成 25）年度において 1,763,798 kg-CO₂、現況年度 2020（令和 2）年度において、1,495,328 kg-CO₂ となっており、省エネ行動による削減効果があったものと推測されます。

表 1.1 基準年度と現況年度の CO₂ 排出量

算定項目		基準年度(2013年度)			現況年度(2020年度)		
		使用量	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	割合	使用量	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	割合
燃料 使用 量	ガソリン	23,944 ℓ	55,550	3.1%	18,943 ℓ	43,948	2.9%
	軽油	3,468 ℓ	8,947	0.5%	1,246 ℓ	3,215	0.2%
	A重油	11,600 ℓ	31,436	1.8%	10,400 ℓ	28,184	1.9%
	LPG	9,757 kg	29,271	1.7%	7,215 kg	21,645	1.4%
電気使用量		2,979,261 kwh	1,638,594	92.9%	2,542,429 kwh	1,398,336	93.5%
合 計			1,763,798	100.0%		1,495,328	100.0%
基準年度からの増減						▲ 268,470	▲15.2%

※表示単位未満四捨五入のため、割合の合計が合わない場合があります。

エネルギー種別では、電気が全体の約 9 割を占め、次いでガソリン、A 重油、LPG となっています。

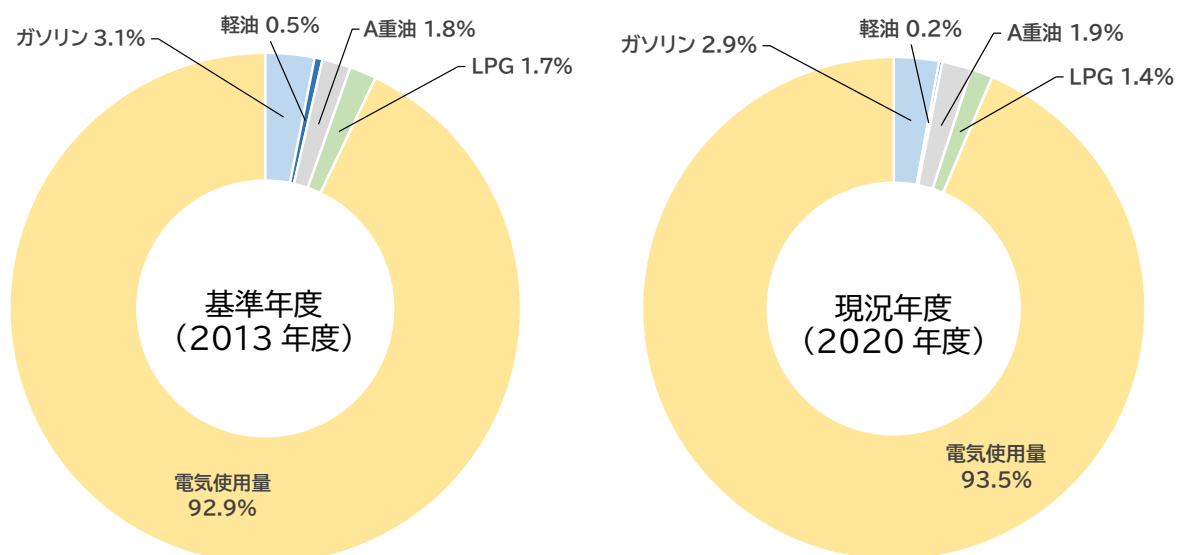


図 1.1 基準年度と現況年度のエネルギー別 CO₂ 排出割合

また、施設別では、簡易水道施設が全体の約 3 割を占め、次いで国民健康保険大月病院、特別養護老人ホーム大月荘、役場庁舎、大月中学校となっています。

表 1.2 基準年度と現況年度の施設別の CO₂ 排出量の割合

施設	基準年度(2013年度)		現況年度(2020年度)	
	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	割合	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	割合
簡易水道施設	454,744	26.8%	474,363	32.8%
国民健康保険大月病院	237,827	14.0%	221,827	15.3%
特別養護老人ホーム大月荘	210,761	12.4%	214,345	14.8%
役場庁舎	232,659	13.7%	161,751	11.2%
大月中学校	144,143	8.5%	101,349	7.0%
大月小学校	101,040	5.9%	69,560	4.8%
保育所	59,907	3.5%	49,411	3.4%
その他の施設	258,220	15.2%	155,559	10.7%
合計	1,699,301	100.0%	1,448,165	100.0%
基準年度からの増減			▲ 251,136	▲14.8%

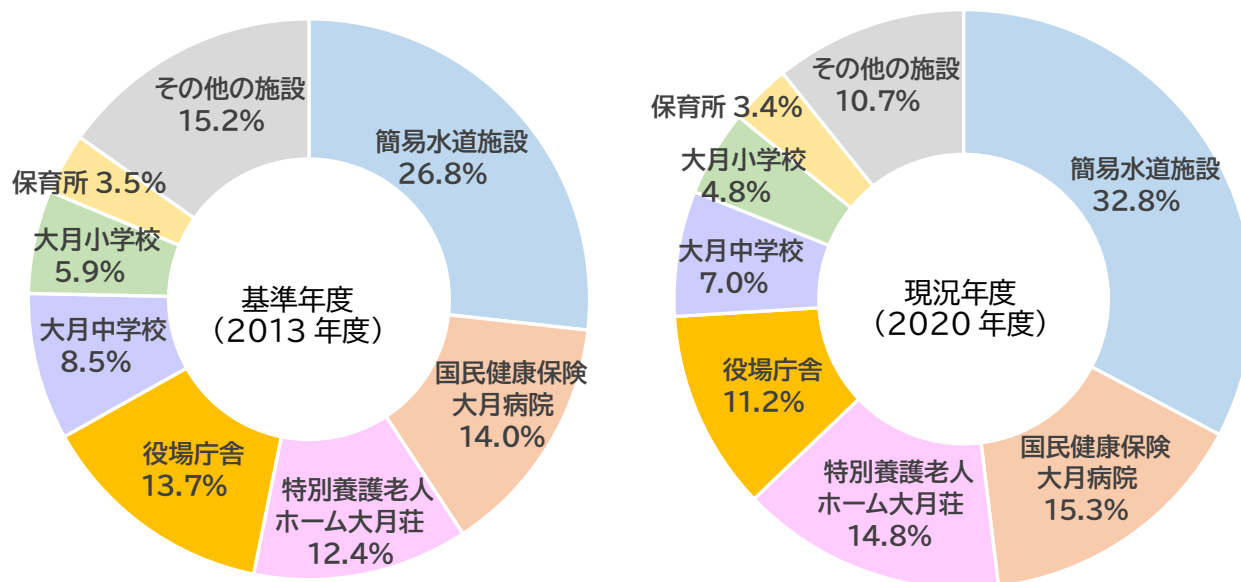


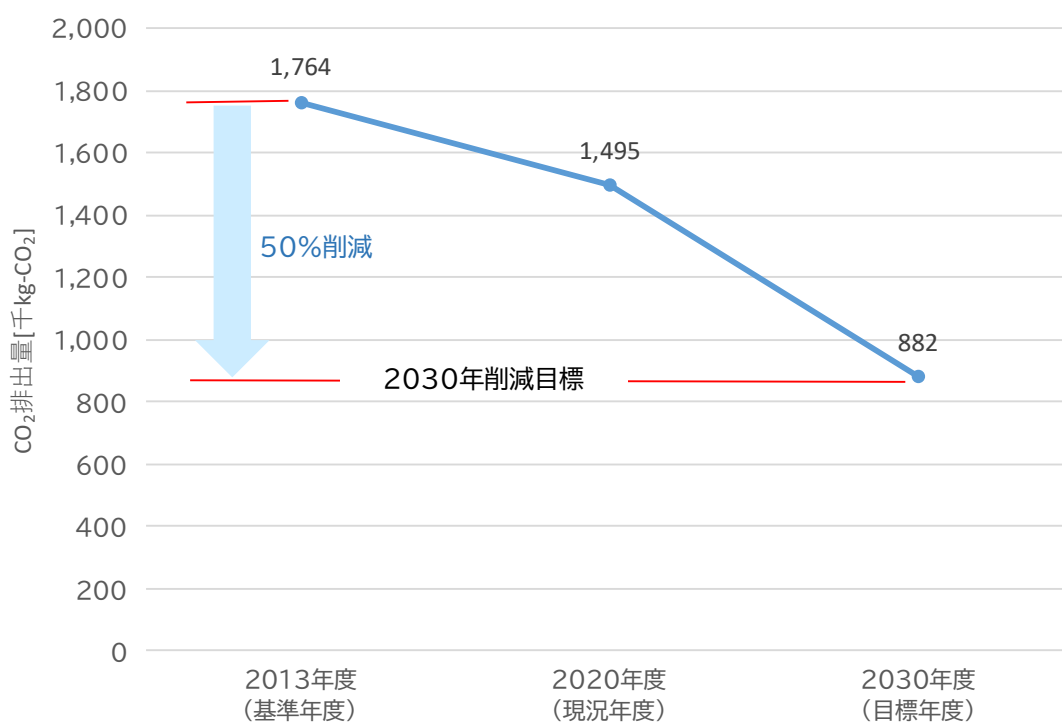
図 1.2 基準年度と現況年度の施設別の CO₂ 排出量の割合

2 削減目標

国の地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、地方公共団体が該当する「業務その他部門」では、2030年までに2013年度比で51%の削減が目標となっていることも踏まえ、本計画における2030年度のCO₂削減目標を50%以上とします。

CO₂ 削減目標

2030年度： 2013年度比 50%以上削減



算定項目	2013年度 (基準年度)	2020年度 (現況年度)	2030年度 (目標年度)
二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	1,763,798	1,495,328	881,899
基準年度からの 削減率	—	15.2%	50.0%

第3章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

CO₂の排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

2 具体的な取組内容

目標の実現に向けて、以下のような取り組みを行っていきます。

(1) 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

取組内容	
①空調	・体調を考慮しながら、冷房28℃以上、暖房20℃以下を目安に温度を設定します。
	・クールビズ、ウォームビズを積極的に行います。
	・定期的なフィルター掃除、カーテン等を活用し、冷暖房効率を上げます。
	・使用後の停止を徹底します。
②照明	・勤務時間外、昼休みは、業務に支障のない範囲で消灯を徹底します。
	・不要な照明はこまめに消灯します。
③公用車	・急発進、急加速をしないエコドライブを実践します。
	・公用車から離れる時は、エンジンを切り、無駄なアイドリングを控えます。
	・できる限り相乗りするとともに、合理的な走行ルートを選択します。
④その他	・パソコン、コピー機等は、省電力モードを活用し、退庁時には可能なものは電源をコンセントから抜きます。
	・エレベーターは、原則、荷物の運搬時のみ使用します。
	・節水を心がけます。
	・給湯器は、冬季以外は使用を控えます。

(2) 省資源化等の取組

ごみの減量化、環境負荷の低減に配慮した取組を推進します。

取組内容	
①グリーン購入	・在庫管理を徹底し、無駄な購入を控えます。
	・リサイクルによる商品や環境に配慮した商品を優先的に購入します。
	・長期間使用できるものを選び、使用後は庁内での再利用に努めます。
	・事務用品は、詰め替え可能な商品を購入します。
②用紙類	・両面印刷や、使用済み用紙の裏面コピーを徹底します。
	・会議等の際は、資料の簡素化や必要部数の把握により、最小限の印刷に努めます。
	・庁内の連絡は、グループウェア等を活用し、ペーパーレス化に努めます。
③その他	・廃棄物の分別を徹底します。
	・ファイル等の再利用に努めます。

(3) 施設整備の更新等の取組

施設設備の導入、更新の際には、エネルギー効率の高い設備等の導入で省エネルギー化を図ります。

取組内容	
	・公用車のうち乗用車の更新は、原則、次世代自動車(EV、HVなど)とし、災害時には蓄電池利用します。
	・照明機器のLED化を積極的に進めます。
	・新築及び大規模改修時には、断熱性、気密性など、エネルギー性能を重視した構造を採用するとともに、太陽光発電システムの導入を検討します。
	・役場庁舎等で使用する電力について、再生可能エネルギー電力の調達を検討します。
	・役場庁舎での事務に関しては、災害時に影響のない範囲で、蓄電システム(赤コンセント)を最大限活用します。

第4章 進捗管理体制及び進捗状況の公表

1 推進体制

各課等に推進担当者を1名以上置き、各所属等における本計画の取組を推進するとともに、事務局と協力して、目標達成に向けた取組を着実に推進します。

① 推進担当者

各課等及び各施設において、取組を推進するために、所属職員に対して啓発し、取組の実施状況及びエネルギー消費量を、年1回事務局に報告します。

② 事務局

事務局を建設環境課内に置き、各課等及び各施設における本計画の実行状況を把握し、目標達成に向けた総合的な管理を行います。

2 点検・評価・見直し体制

事務局は、推進担当者をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検・評価を行い、次年度からのより効果的な取組を検討します。また、本計画の達成状況や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、ホームページ等で公表します。

別表

(対象施設一覧)

管理課等	施設名
共通	公用車
総務課	役場庁舎
	防災備蓄倉庫
	防災活動センター
健康福祉課	老人福祉センター
長寿政策課	長寿政策課庁舎
	生活支援ハウスあさがお
産業振興課	農村環境改善センター
建設環境課	清掃センター
	環境クリーンセンター
	漁業集落排水処理施設
	簡易水道施設
教育委員会	おおつき保育所
	大月小学校
	大月中学校
	中央公民館
	社会体育施設
大月荘	特別養護老人ホーム大月荘
大月病院	国民健康保険大月病院
幡多西部消防組合大月分署	分団屯所